

令和8年（2026年）10月以降請求分から  
**下水道使用料が変わります。**

日ごろより、当村上下水道事業へのご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

下水（汚水）処理にかかる経費は、皆様からいただく下水道使用料により賄うこととされています。この度、将来に渡り安定した下水道サービスを提供できるよう、**令和8年10月以降請求分から下水道使用料を改定**します。

下水道（公共下水道・農業集落排水事業）は、河川の水質保全や私たちの生活環境を守るために欠かせない重要なインフラであり、ライフラインの一つです。皆様にはご負担をおかけいたしますが、何卒、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

《改定後の下水道使用料（2ヵ月分、税抜き）》

| 区分            | 現行     | 改定後           | 現行との差 |
|---------------|--------|---------------|-------|
| 基本使用料（20㎡まで）  | 2,400円 | <b>2,500円</b> | 100円  |
| 超過使用料（1㎡につき）  |        |               |       |
| 20㎡を超え50㎡まで   | 130円   | <b>155円</b>   | 25円   |
| 50㎡を超え100㎡まで  | 140円   | <b>167円</b>   | 27円   |
| 100㎡を超え200㎡まで | 160円   | <b>191円</b>   | 31円   |
| 200㎡を超えるもの    | 180円   | <b>215円</b>   | 35円   |

《下水道使用料の改定理由》

◆一般会計（村税）に依存した経営状況の改善

維持管理や管路等整備時の借入金返済等にかかる経費を下水道使用料で賄えていないため、一般会計（村税）による赤字補填を行っています。この状況は、下水道を使用できない区域の方にも経費をご負担いただくこと、本来教育や福祉等の様々な行政施策のための財源を圧迫していることを意味しており、改善が必要です。

◆人口減少に伴う使用料収入の減少と物価上昇への対応

今後人口減少が見込まれることや、節水機器の普及等の影響により、使用料収入は減少していく見込みです。また、村では、平成6年の供用開始以降30年以上使用料改定を行ってきませんでした（消費税改定によるものを除く）が、この間に1割以上物価が上昇しており、汚水処理経費も増加している状況です。このため、現在の使用料のままでは、将来的に安定した下水道サービスが提供できなくなる恐れがあります。

《改定後使用料の適用開始時期》

令和8年10月1日以降に請求を行うものから適用されます。

▼10月1日適用開始

|                    | 令和8年7月              | 8月 | 9月                   | 10月                   | 11月                              |
|--------------------|---------------------|----|----------------------|-----------------------|----------------------------------|
| 10月1日前からの<br>継続使用者 |                     |    | ▽ 検針・請求<br>(7・8月分)   |                       | ▽ 検針・請求<br>(9・10月分)              |
|                    | 7・8月使用分 <u>旧使用料</u> |    | 9・10月使用分 <u>新使用料</u> |                       | <u>新使用料</u>                      |
| 10月1日以降の<br>新規使用者  |                     |    |                      | 10月使用分<br><u>新使用料</u> | ▽ 検針・請求<br>(10月分)<br><u>新使用料</u> |

